

今治市議会基本条例第24条第1項に基づく議会基本条例の検証及び見直し結果

条 文		令和7年度検証及び見直し結果
目的 第1条	この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制における今治市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議員の責務及び活動原則、市民との関係、市長その他の執行機関との関係及び議会に関する基本的事項を定めることにより、今治市民の負託に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。	検証対象外
基本理念 第2条	議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため論議を尽くし、公平かつ公正な真の地方自治の実現を目指すものとする。	検証対象外
議会の活動原則 第3条	議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	市議会だよりやホームページの充実、意見交換会等の開催、議案の賛否結果の公表、政務活動費のホームページでの公開など、公正性及び透明性を確保するとともに市民に開かれた議会となるように努めている。
	(2) 市民の多様な意見を把握し、政策提言及び政策立案の強化に努めること。	各種団体等との意見交換会、アンケート調査、議員個々の活動等により行っているが、広く市民の意見を聞く機会を設ける必要がある。また、政策提言等は、意見書等の提出はしているが、今後、努力が必要である。
	(3) 市民本位の立場から、公平公正かつ適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	常任委員会の開催を1日1委員会（3月定例会を除く）で実施、予算特別、決算特別委員会を設置し、公平公正かつ適正な市政運営の監視・評価の充実を図った。
	(4) 市民の市政への関心が高まるような議会運営に努めること。	CATVによる本会議の中継、インターネット録画配信を行うとともに、広報いまばりやFMラヂオバリバリ、LINEによる議会日程の周知を行っている。また、主権者教育の一環として、中学生議会を開催し、市政への関心の機運を盛り上げた。
	(5) この条例に定めるもののほか、別に定める会議規則、委員会条例及び議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直しすること。	適宜、条例、申合せ事項等の見直しを行っている。
議員間討議 第4条	議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。	審議・審査において、議員・委員が意見を表明することはあるが、議員間での自由な討議については、引き続いての検討課題である。
	2 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たっては、議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。	

政策討論会 第5条	議会は、市政に関する政策及び課題に対して、必要があるときは、政策討論会を開催する。	会派単位での協議や検討は行っているが、議会としての共通認識や合意形成を図るための政策討論会については、今後さらに活性化するように努める。
議決責任 第6条	議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、地方公共団体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。	議員の議案等に対する賛否の公表について、市議会だより、ホームページで行っている。
議員の活動原則 第7条	議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市政全般についての課題、市民の意見及び要望等を的確に把握し、また自己の能力を高めるために不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動すること。 (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	個人や会派において、議会報告等の実施による市政の課題等の把握、調査の実施、研修への参加等による資質の向上を図っているが、引き続き自己研さんのうえ課題に取り組み、市民全体の福祉のさらなる向上を目指す必要がある。
会派 第8条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	会派を結成し、本市の課題や議案等の調査研究のため、会派での研修や勉強会等を実施し、政策や理念等の合意形成に努めている。
政務活動費 第9条	会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。 2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。	各種研修会への参加、先進地視察研修等を行い調査研究の充実を図っている。 適正な執行を行うとともに、透明性の確保のため、政務活動費収支報告書（領収書等）をホームページに公表している。
市民参加及び市民との連携 第10条	議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。	議案等の審議結果、委員会審査を市議会だよりやホームページに掲載したり、本会議の様態をライブ及び録画配信することにより情報の発信を行っている。
	2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開とする。	実施している。
	3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する学識経験者等からの意見聴取及び公聴会制度並びに参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	議会として研修、意見交換会等を行行情報の集積を行い、また議員個々の研さんによる専門的見識の活用に取り組んでいる。公聴会制度等については、必要に応じて活用していく。
	4 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民との意見交換、議会報告の場を多様に設けるものとする。	意見交換会を今治青年会議所等の団体で行った。

広報広聴機能 第11条	議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広報広聴機能の充実に努めるものとする。	市議会だよりの発行、ホームページの充実、本会議のケーブルテレビでの生放送やインターネットによるライブ・録画配信など、広報広聴機能の充実に努めている。
	2 広報広聴機能を効果的に発揮するために、議会に委員会その他の組織を置く。	前任期においては広報広聴特別委員会を設置した。広報広聴機能を効果的に発揮するために、適切な組織運営に努めている。
議員と市長等執行機関の関係 第12条	議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 （１） 本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	再質疑・再質問以降は、原則一問一答方式で行っている。
	（２） 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、論点整理のため当該議員にその内容を確認することができる。	内容確認の事例がないことから、適正な議論が行われているものとする。
	（３） 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書による回答を求めることができる。	要望を文書により行っている会派はあるが、質問については、口頭により行い回答を得られているため、文書でのやり取りは行っていない。
議会審議における論点情報の形成 第13条	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 （１） 政策の発生源 （２） 提案に至るまでの経緯 （３） 他の自治体の類似する政策との比較検討 （４） 市民参加の実施の有無とその内容 （５） 総合計画との整合性 （６） 財源措置 （７） 将来にわたるコスト計算	本会議においては提案理由の説明、常任・特別委員会においてもさらに個別事業の説明を求めている。また、会派を代表して代表質問を、議員個々の権利により質疑・一般質問を行い、議案の不明な点をただしたり、市政運営について問う中で説明を求めている。
	2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。	予算及び決算の審議等において、予算書等の資料に沿い、施策別又は事業別の説明を市長等に求めている。

監視及び評価 第14条	議会は、市長等の施策及び事業の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の施策及び事業の執行についての評価を明らかにする責務を有する。	市長等の施策及び事業の執行について、代表質問・質疑・一般質問・委員会審査等により監視機能を発揮しており、今後もその体制を強化していく。また、委員長報告、討論等により、評価を明らかにするよう努める。
政策立案、政策提案及び政策提言 第15条	議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、必要があるときは、条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。	政策提言等は、意見書等により提出はしているが、さらに努力が必要である。
委員会の適切な運営 第16条	委員会審査に当たっては、資料等を積極的に活用しながら、幅広い活発な議論を行うよう努めなければならない。 2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。 3 委員会は、市民から要請があるときは、審査の経過等を説明しなければならない。	委員会審査は、資料等を活用するなかでの議論に努め、令和4年6月定例会から、付託案件審査後に所管事務調査を実施している。必要に応じ、現地調査の活用も実施している。 委員長は、委員会運営の確認に努めるとともに、委員長報告は審査の過程で議論された内容を簡潔に作成するよう努めている。 市民等からの公文書開示請求により、委員会記録を開示して対応している。また、令和5年4月より傍聴対象の委員会記録もホームページで公開している。
議員研修の充実強化 第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、広く各分野の専門家及び市民等との議員研修会を開催することができるものとする。	議員研修会や他市議会との合同研修会の開催のほか、愛媛県市議会議長会主催の研修会等への参加により、議員の政策形成及び立案能力の向上等に努めている。
議会図書室 第18条	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	図書の充実、整理に努め、官報及び法令情報等についてはインターネットで検索できるようにした。
議会事務局の体制整備 第19条	議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。	全国市議会議長会等主催の職員研修へ派遣を行うなど、事務局職員のスキルアップを図り事務局機能の強化に努めている。
議員の政治倫理 第20条	議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。	議員という立場を自覚し、その職責に基づいて行動しているが、さらなる向上に努める。
議員定数 第21条	議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を基準に勘案したものとする。 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。	前任期に引き続き、令和5年12月定例会において、今回の選挙から2人の削減とする条例改正を行った。

議員報酬 第22条	議員報酬の改正に当たって、議員及び委員会が提案する場合は、市民の客観的な意見も参考にするものとする。	議員報酬の改正の提案は行っていない。
最高規範性 第23条	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	検証対象外
見直し手続 第24条	議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	検証対象外